

仙台市結婚新生活支援補助金 提出書類チェックリスト

I. 「仙台市結婚新生活支援補助金 申請フォーム」でアップロードする必要がある書類

以下の書類は写真を撮る等して、画像でご用意ください。なお、不鮮明で読み取ることができない場合は再提出のご依頼を申し上げます。

○奨学金を令和7年中に返済しており、奨学金の返済額（令和7年中に支払った額）を差し引くことで夫婦の合計所得が500万円未満となる方

確認欄	提出する書類
	奨学金返還証明書 ※奨学金を返済していない場合や、奨学金の返済額を差し引かなくとも夫婦の合計所得が500万円未満となる場合は提出する必要はありません。

○住宅の賃貸借費用を申請する方

	住宅の賃貸借契約書 ※「貸主」「借主」「物件の所在地」「契約期間」「賃料（家賃）等の金額」が記載されているページ ※「入居者一覧」「管理会社名」「仲介業者名」が記載されているページ（記載されている場合に限る） ※申請住宅の「鍵交換代」「清掃費用」「賃貸保証料」「火災保険料」「更新料」については、賃貸借契約書に記載があり、契約条件となっている場合のみ申請ができます。 ※「更新料」を申請する場合は契約更新前後のそれぞれの賃貸借契約書の添付が必要です。
	領収書等 ※支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の記載があるもの ※通帳の写し、振込明細書、請求書では代用不可 ※社宅等に入居しており、勤務先へ支払いをしたことを証する書類を提出する場合は不要
	住宅手当の金額が分かる書類（給与明細等） ※勤務先等から住宅手当を受けている場合
	保証契約書等の保証会社へ賃料（家賃）を支払うことを証する書類 ※保証会社が発行する領収書を添付する場合
	社宅契約書等 及び 勤務先に賃料（家賃）等の支払いをしたことを証する書類 ※勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居している場合

○住宅の購入費用を申請する方

	住宅の売買契約書 または 工事請負契約書 ※建物と土地の購入価格がそれぞれ記載があるもの ※夫婦以外と共同で購入した場合は、持ち分が分かるもの
--	--

	住宅の引き渡し証明書 ※売買契約書や領収書等で正確な引き渡し日の確認ができる場合は不要
	領収書等 ※支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の記載があるもの ※通帳の写し、振込明細書、請求書では代用不可

○住宅のリフォーム費用を申請する方

	工事請負契約書 または 請書
	領収書等の写し ※支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の記載があるもの ※通帳の写し、振込明細書、請求書では代用不可

○引越費用を申請する方

	領収書等 ※支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の記載があるもの ※通帳の写し、振込明細書、請求書では代用不可
--	--

○ローン払いの費用を申請する方

	ローン契約書 ※建物と土地の購入価格がそれぞれ記載があるもの ※夫婦以外と共同で購入した場合は、持ち分が分かるもの
	住宅ローンの返済予定表等の住宅ローンに係る手数料・利息が分かる書類

○その他の補助等（賃貸の住宅手当以外）の交付を受けている場合

	その他の補助額の金額が分かる書類
--	-------------------------

2. 郵送や持参により書類の原本を提出する必要がある書類

以下の書類は原本での提出が必要となるため、「仙台市結婚新生活支援補助金 申請フォーム」から申請後、2週間以内（必着）に下記の提出先に郵送や持参により提出していただきます。

○提出先

- ・郵便番号：〒980-8671
- ・住所：仙台市青葉区上杉一丁目 5-12 仙台市役所上杉分庁舎 9 階
- ・宛先：仙台市役所 こども若者局 こども若者政策課 結婚支援担当

○令和 8 年 1 月 1 日に仙台市以外の市町村にお住まいだった方

確認欄	提出する書類
	令和 8 年 1 月 1 日時点で仙台市以外の市町村にお住まいだった方の課税(所得)証明書 または 非課税証明書の原本 ※令和 7 年の所得が記載されているもの ※1 月 1 日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税(所得)証明書が取得できない場合は前年の収入が確認できる資料(外国語で作成された書類には日本語訳を添付してください。)

○夫婦ともに外国籍の方

確認欄	提出する書類
	日本の婚姻届受理証明書の原本 ※日本の婚姻届受理証明書の原本の提出が無ければ対象外となります。 ※外国式の婚姻をした場合は対象外となります。